

# 第4次関市行政改革

## 第3期推進計画

平成20年度～平成22年度

関 市

平成20年3月

# 目 次

1	市民参画と協働による市政の推進(1-1～1-11)……………	1
2	行政サービスの向上(2-1～2-11)……………	4
3	電子自治体の推進(3-1～3-7)……………	6
4	民間委託等の推進(4-1～4-7)……………	8
5	事務・事業の再編・整理、廃止・統合(5-1～5-14)……………	10
6	組織・出先機関の見直し(6-1～6-4)……………	12
7	定員管理・給与の適正化(7-1～7-7)……………	13
8	第三セクター等の見直し(8-1～8-6)……………	15
9	経費節減等の財政効果(9-1～9-12)……………	16
10	用語説明……………	19

第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
<b>[1 市民参画と協働による市政の推進]</b>							
1-1	(1)アダプト・プログラム(里親制度)の推進  (2)NPO等の支援  < 企画政策課 >	情報の共有化、環境の整備(ボランティアセンターなどの活動拠点の整備)、人材の育成(人材養成講座等の開催支援)、機会の拡充(きっかけづくり)、意識の改革(市民と行政職員の協働に対する意識の醸成)、NPOの支援(前提条件:支援の内容や基準の明確化)	関市公共施設アダプトプログラム実施要綱を定め、里親となる市民等を募集。H19年11月には関工業団地協同組合がこのプログラムに基づく里親第1号となり、同団地内市道と迫間川の美化活動を開始。  NPO、ボランティアの市の窓口として、簡単な相談を受けたり、関係機関への案内等を実施。  NPOやボランティアなどの市民活動団体の事業活動に対する支援策として、補助金制度の創設を検討し、H20年度実施に向け諸準備を進めた。	情報の共有化	運用		
				人材の育成	支援		
				情報の共有化	運用		
				市民活動センターの整備	整備		運営
1-2	パブリック・コメント制度の導入  < 企画政策課 >	パブリック・コメントは、条例や計画などの一定の施策の案や資料などを公表し、それに対する意見や情報を市民から広く募集し、寄せられた意見等を考慮しながら政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表する制度であり、その目的は、政策決定過程での市民参加の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上を図り、市民との協働による市政を進めることにある。市政全般にわたり総合計画をはじめ各種計画策定や事業計画策定におけるパブリック・コメント制度の導入を検討する。	パブリックコメント手続きを実施するため、「関市パブリックコメント実施要綱」を施行。実施要綱の運用とそのルールについて、職員への周知と徹底。 10月には「関市第4次総合計画基本構想」について、この実施要綱に沿ってパブリックコメントを実施。 寄せられた意見に対する市の考え方を公表するとともに原案に意見を反映。	制度案の作成、実施要綱の制定	済		
				制度の導入(実施)	実施		
1-3	市民参画の仕組みづくり(まちづくり基本条例の制定) < 企画政策課 >	自治の基本原則や、行政運営のルール、市民と行政とのそれぞれの役割と責務、市民参加のあり方と協働の仕組みなどを定めるまちづくり基本条例を検討・制定し、まちづくり基本条例に沿った市民参画を目指す。	先進都市における事例の検討と市民参画による策定委員会立上げに向け、素案等資料を作成。	まちづくり基本条例の制定	条例制定	推進	

第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
1-4	男女共同参画の推進  < 企画政策課 >	市民に男女共同参画に対する意識や男女共同参画社会への取り組み方についての考えをアンケートによって聴取するとともに懇話会に男女共同参画に対する提言の依頼を行なう。庁内委員会においては、現行のプランの積み残しなどの研究を行い、策定委員会を立ち上げて第二次のプランの策定に取りかかる。	懇談会、庁内委員会で現行プランの進捗状況等を研究し、第2次プランの策定に向けて市民意識調査を実施。 現プランに従って意識啓発の実施。	市民意識調査	済		
				男女共同参画懇話会	意見助言		
				男女共同参画推進部会	研究	推進	
				男女共同参画プラン策定委員会	検討策定		
				意識啓発	実施		
1-5	ホームページの積極的な活用(行政関係に限る。市議会を含む。)  < 電子情報課 >	(1)コンテンツの充実 地方公営企業の情報(公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計等の概要、計画、収支状況を公表等)その他、行政に関する情報を掲載する。議会中継(インターネットのほかにテレビ中継も検討する。)その他動画による映像配信を検討する。施設の予約状況等住民に便利な情報発信を充実する。 (2)ホームページの再構築 行政情報ページを独立させることで住民参加を可能とする(観光、イベント、地域の出来事など身近な情報は、ボランティアの活用により、地域住民の参加のもとに行う。)。地域企業などの広告掲載を検討する。	庁内で組織するホームページ検討会を開催。 トップページを関市らしい観光等の写真を使用し、市民生活に身近な内容を分野別にするなどし見やすくリニューアルを実施。	施設予約情報の提供	実施		
				行政情報の充実	実施		
				動画配信	実施		
				出先へのLAN配信	実施		
				インターネット中継	実施		
				テレビ中継	検討		
				ホームページ再構築	運用		
1-6	ホームページの積極的な活用(地域情報ホームページの作成)  < 電子情報課 >	現行の関市ホームページを2つに分け、行政情報のみを提供する「新関市ホームページ」と市域の情報(学校、PTA、自治会、特産物、観光、商店、宿泊、コミュニティビジネスを展開するNPO等の支援等)を扱う「市域ポータルサイト」にわけ個々に運用する。「新関市ホームページ」は現状どおり職員が管理運用し、費用も市費でまかなう。「市域ポータルサイト」は、一部を手廻れたNPO等に委ねることで迅速な情報更新を可能とする。このほか、市域ホームページには有料広告欄の設置について検討を進める。また将来、機器更新を機に、保守費用等を含めた経費削減を目指し、ホスティングサービス(インターネット用機器を事業者に預け運営管理を委託する)への移行を検討する。	ホームページへの広告掲載のため要綱等を検討。	機器等整備	検討		
				サポーター募集	検討		
				企業広告募集	募集		
				ホームページ再構築(住民参画による)	検討		

## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
1-7	市への意見等の対応 (処理)の一元化  < 広報課・電子情報課 >	(1)内部利用システム 外部意見を取り入れるシステム: ホームページ上にパブリックコメント機能を追加し、書き込まれた意見、e-メールに対する処理経過等をデータベース化しこの情報を職員で共有する。 職員の資質向上システム: 記録された情報は、職員で共有することで、同様の問題が発生した場合における解決の糸口となるほか、擬似的体験によりトレーニングにも利用することで、職員の資質向上、均等化を図る。 (2)公開システム 意見等の公開システム: 意見・回答のうち可能なものは、ホームページ上の「情報公開コーナー」で公開する。	メールの意見内容・回答の一元化とホームページ上の公表システムについて協議し、システム導入に必要な予算を計上して実施することを検討。 ホームページから市民が提言・質問を行えるよう「市民の声」をシステム開発。 ホームページにパブリックコメントの機能を追加し、処理経過等をデータベース化し庁内イントラネットで情報共有化を実施。	機能等整備	運用		
				内部利用システム	運用		
				公開システム	検討		
1-8	広報・広聴における (仮称)市民モニター の設置  < 広報課 >	行政情報のモニターや市民レベルからの提案など、市民の目線から見た行政情報のあり方、本当に知りたいことなどを各地域のいろんな立場の市民モニターを募集し、定期的な意見徴収やディスカッションの場を設けることで、より具体的な内容にまで掘り下げた行政情報の発信と広聴システムの構築が可能となる。モニター制度導入に向け要綱や基準などを検討する。	要綱を制定し、モニター募集により、現在、11名に委嘱。 随時モニターからの意見募集やモニター会議により様々な意見を伺っている。	モニター制度の研究	済		
				モニター制度(基準・要綱)の設置検討、テストの募集	済		
				モニターの募集	済		
1-9	防災体制の見直し  < 交通防災課 >	防災訓練については、反省会の意見等を参考に再検討する。また、防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の確立(育成、組織化)を図る。あわせて地域と行政の役割分担についても検討する。	防災訓練の各避難所において、職員が住民に自主防災組織の重要性等を説明、主会場では住民参加体験型訓練を実施。 自主防災組織に対しては、支部単位に重要性、役割等についての説明会を実施。リーダー等を対象に防災講演会を実施。	防災訓練の見直し	検討 実施		
				自主防災組織の確立	育成		

第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
1-10	民間委託の推進(業務の民間委託) ・道路、河川管理(草刈、補修)の地元委託化 < 農務課、林業振興課、土木課 >	道路の維持管理については、修繕的なものと、側溝清掃や草刈りなど地域の道路環境美化的なものに区分し、行政と市民(企業)がそれぞれ役割分担して、道路管理の体制を除雪も含めて推進する。 そこで、地域でできることは、地域で管理する意識を市民に普及徹底し、草刈や簡単な補修等は出来る限り自治会活動などで管理してもらえよう市民の理解を求める。	関市公共施設アダプトプログラム実施要綱を制定しホームページに掲載。 道路、河川の管理について、市民の取組みを支援するための予算化。 地元団体のボランティアによる草刈り、倒木処理の実施。 ライフライン支障木等処理事業による支援。 農地・水・環境保全向上対策事業により、42地域組織(農業者及び非農業者団体)と協定を結び、地域内の道・水路等の管理などの取り組みを実施。	自治会・ボランティア等による管理	随時実施		
1-11	情報公開及び個人情報保護制度の充実  < 総務財政課 >	市の情報公開制度及び個人情報保護制度についての理解を更に深め、全ての職員が適正に処理ができるように努める。また、各種行政情報・資料の適切な提供・公開に努めるとともに、市民への周知を徹底させる。 市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保と個人の権利利益を保護することにより、市民の基本的人権の擁護と公正な市政の推進を図る。地方公営企業についても、上記について同様に推進する。	現行条例制定後の制度を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、公文書公開審査会において、条例の改訂方針案について検討し、委員からの意見を集約。これを受け次年度に個別具体的な内容の検討を行う。 また個人情報保護条例においても同様に次年度における審査会で方針等を検討予定。 H20.2.28現在の請求件数19件。	条例の適正な運用	検討実施		
				制度状況の公開	実施		
<b>[2 行政サービスの向上]</b>							
2-1	住民窓口の夜間等延長の見直し  < 秘書課 >	当分は繁忙期のみ、夜間延長による住民票等各種証明書の交付、指定ゴミ袋購入券の交付などを行うこととし、他の業務(地方公営企業含む)の夜間延長をはじめ将来のあり方について検討する。	H19年3月26日(月)～4月6日(金)までの10日間(土・日曜日除く)、午後7時まで窓口延長を実施。 市民課、国保年金課、税務課、生活環境課で来庁者のべ242人に対応。 今年度末(3月末～4月初め)の実施検討、決定(H20年3月24日(月)～4月4日(金))。	夜間窓口等の検討	検討		
				夜間窓口の延長(3月中旬から4月中旬)	実施		
2-2	住民票等各種証明書の自動交付機の導入 < 市民課 >	平成18年度から20年度でシステム、諸費用及び設置場所を検討し、平成21年度に機器の導入を図る。	先進自治体事例や機器開発状況、導入効果等について調査、研究、検討。	自動交付機の導入	検討		

## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
2-3	総合窓口とワンストップサービスの検討 < 秘書課、企画政策課 >	関係各課やせきCプロジェクトチーム等により、総合窓口の設置を検討し、窓口での対応が可能な業務内容を検討する。また、ワンストップサービスの実施に向け検討する。	北庁舎一階に案内所を設置し、正規職員の交代制による案内係を配置し、来庁者の案内を実施。	総合窓口設置の検討	検討		
				ワンストップサービスの検討	検討		
2-4	なんでも相談窓口の検討 < 秘書課、広報課、企画政策課 >	市民生活に関する要望・相談に適切に対応するための市民相談業務の充実を図る。また、全職員が市役所の案内役である意識を持ち、積極的に案内や取次ぎを心がけるとともに、誰もがスムーズに各課等が担当する業務を案内できるよう業務一覧情報(お助けマニュアル等)を整備する。	業務一覧情報(届出内容別案内6種類等)の活用を推進。北庁舎一階に案内所を設置し、正規職員の交代制による案内係を配置し、来庁者の案内を実施。	なんでも相談窓口の設置	検討		
				業務一覧情報(お助けマニュアル等)の整備	実施		
2-5	各種申請書・申請方法等の見直し < 全課・電子情報課 >	申請や届出書式の簡素化と手続きの迅速化を図る(地方公営企業含む)。電子申請・届出については、県が中心となって平成14年8月に岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会を設置し、県下市町村共同で検討しており、情報収集に努めながら、電子申請の導入を検討する。	各課等で検討、一部実施。 ・準要保護児童生徒就学奨励費申請書(学校教育課)他30件。(件数はH19年6月現在での予定)	申請・届出書式の簡素化	検討		
				電子媒体を利用した申請・受理方法の検討	実施		
				手続きの迅速化	実施		
2-6	事務処理のマニュアル化の推進 < 全課 >	各課業務(地方公営企業含む)のマニュアルの整備を進め、業務ノウハウの共有化と標準化により、誰が対応しても正確で質の高いサービスの提供に努めるとともに、職員異動による事務引継ぎ時の効率低下を防止する。	各課等で検討、一部実施。 ・出産育児一時金受領委任払申請マニュアル(国保年金課)他35件。(件数はH19年6月現在での予定)	マニュアルの作成	検討		
2-7	権限移譲事務の受入れ < 企画政策課 >	権限移譲を受けた事務を迅速かつ的確に処理する。権限移譲対象となっている事務の今後の受入について、検討し受入れを図っていく。	県と市町村の役割分担検討会議にH19年度から参画し、県からの権限移譲受け入れ事務について研究、検討し、受け入れ事務の拡大を図った。H19年度からは新たに「製造業又は販売業の営業許可など」を含む19件の受入れ。	権限移譲受入事務の処理	実施		
				権限移譲受入事務の検討	検討		
2-8	健康の増進 < 市民健康課 >	「自分の健康は自分で創る」という基本的な考えのもと、市民健康体操を広く普及したり、健康づくりとウォーキングを奨励するなど各種健康づくり事業を推進することにより、自ら健康づくりを実践できる人づくりを進め、健康を増進し発病を予防する。また、各種健康診断の受診率の向上や健康相談・健康教育の充実を行うことにより病気の早期発見・早期治療を図る。	健康診査のPR。 行事での市民健康体操の活用とPR。 スポーツ振興課等と連携し(3件)、ウォーキングの拡大につとめるとともに、関市ウォーキング実施補助金(13件)の支給による支援。 ウォーキング、健康に関する講演会を利用した健康づくりスタンプラリー事業(26事業)の実施。	健康診断受診率の向上 老人保健法による健康診査は廃止)	実施		
				市民健康体操の普及	実施		
				健康ウォーキングの実施	実施		
				その他健康事業の推進	実施		

## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
2-9	地域福祉計画の推進 と見直し  < 福祉政策課 >	市民へサービス内容を周知のための啓蒙・啓発を行い、合併後の市民ニーズ等の把握と施策を点検し、計画を推進する。	市民活動の再編と全体会議を開催。特に、3月の第2回ボランティア・市民活動団体懇談会にあわせて、ボランティア市民活動センターのあり方、災害時要支援者対策について検討。	地域福祉計画の見直し	検討	策定	
				計画の推進	実施		
2-10	次世代育成支援対策 地域行動計画の推進 と見直し  < 子育て支援課 >	市民へサービス内容の周知のための啓蒙・啓発を行い、市民のニーズの把握と施策を点検し、計画を推進する。	病後児保育実現のための関市次世代育成支援対策地域行動計画の一部を改正。	行動計画の推進	推進		
				行動計画の見直し	調査	見直し	
2-11	老人保健福祉計画・ 介護保険事業計画の 推進と見直し< 高齢 福祉課 >	市民へサービス内容の周知のための啓蒙・啓発を行い、市民のニーズの把握と施策を点検し、計画を推進する。	計画策定の基礎資料となる高齢者等実態調査の実施。	計画の見直し	策定		
				計画の推進	実施		
<b>【3 電子自治体の推進】</b>							
3-1	公共施設予約システム の導入  < 電子情報課 >	現在の情報システムの機能を精査し、予約までも含めた運用を行った場合に生じる問題を整理し、受付事務の効率化のみでなく、コスト削減につながる抜本的な業務改善を絡めてシステム拡張、構築を検討する。	公共施設を管理する課の担当でワーキンググループを立ち上げ、検討を行い、庁内イントラネットと連携できる公共施設予約システムを開発。空き情報提供施設数66施設。	事務全体の調査	済		
				情報システム開発	運用		
3-2	電子決裁の運用  < 総務財政課 >	(1)当面の対応 現在かわせみnetに組み込まれている電子決裁機能を活用し、電子決裁の問題点、手順の問題を精査しつつ、運用する。今後、電子決裁システムを中心とする基幹業務体系にスムーズに統合できるよう全庁的な検討を進める。 (2)今後の対応 「3-5統合基幹業務システムの導入」に記載のとおり	現在の公文書管理システムの運用状況より不具合を調整。	現用システム	運用		
				情報システム開発	試行	開発	運用



## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
3-3	電子入札の導入  < 管財課 >	岐阜県と県内市町村で構成する「岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会」による電子入札システム(建設工事と建設コンサルタント部門)を導入し、入札の公正性、透明性、競争性を確保する。物品調達(物件、その他業務)についての市町村共同電子入札システムについても、同協議会で検討を行う。 また、入札参加資格審査業務共同化(建設工事と建設コンサルタント部門)についても、電子申請化し、業務の軽減及び事業者の利便性を向上させる。	電子入札システムの運用開始(建設工事と建設コンサルタント部門) 実施件数221件(工事 183件・コンサルタント業務 38件)。物品調達については検討中。 入札参加資格審査業務共同化についても運用開始。受付件数79件(工事 67件 コンサルタント業務 12件)。	電子入札(工事・建設コンサルタント)	実施		
				電子入札(物件、業務)	検討		
				入札参加資格審査業務共同化(工事・建設コンサルタント)	実施		
3-4	電子納品の導入  < 都市計画課 >	運用基準を作成して受発注者に周知徹底を図る。ソフト及びハードの整備を促進する。納品データの一元管理保管に向けた調査検討する。職員のCAD研修を実施する。	県及び他市の状況を調査し開市に適合した運用方法を検討。	運用基準の作成	作成	運用	
				電子納品の実施	検討	試行	実施
				納品データの一元管理	検討		実施
3-5	統合基幹業務システムの導入  < 電子情報課、総務財政課 >	電子決裁(グループウェア)、住民情報系システム内で運用される歳入・歳出管理、財務会計、行政評価、人事給与システムなどの各システム(地方公営企業を含む)を統合し電子決裁、情報公開を考慮した「統合基幹業務システム」として再構築し、一体的に運用するシステムについて構築を検討する。	県内市町村、(財)岐阜県市町村行政情報センターで組織するシステム再構築開発部会及びシステム再構築分科会へ参加し、情報システムの最適化に向けた検討。	電子決裁基盤整備	検討	検討	
				機能検討・修正	修正		
				試作版構築	試行	開発	
				正規版運用		運用	
3-6	情報システム調達形態の再検討  < 電子情報課 >	当初費用ほかに、少なくとも機器の耐用年数内の機器保守、アプリケーションのメンテナンス等の費用の提示を受け、総合的に判断し調達先を決定することで、有利な契約とすることができる。システムの導入形態として、機器、アプリケーションは相手方の施設に置き、機能のみを借りる契約(ASP)を検討することが必要となる。	GIS整備事業にて機器、アプリケーションは相手方の施設に置き、機能のみを借りる契約(ASP)による契約を締結。	現行契約の精査	実施		
				契約形態検討	検討		
				総合評価方式での契約	検討		
				ASPの導入	実施		
3-7	情報提供の推進～電光掲示板(アトリウム)の機器更新  < 広報課 >	文字情報のみならず、フルカラー画像や動画、音声の配信が可能となり、かわせみネットや市ホームページとの連携、各施設とのネットワークを利用することが可能となれば、市役所や出先機関などと連携した情報の発信、共有化を図ることが可能である。関係各課や各事務所および、わかくさ・プラザなどの集客の多い公共施設等と検討・協議する。	広報課・電子情報課内で協議し、動画配信等のシステム導入の予算計上について検討。	システム検討	検討	実施	
				ネットワーク検討	検討		
				機器導入	実施		

## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
<b>【4 民間委託等の推進】</b>							
4-1	民間委託に関する指針の策定  < 秘書課、総務財政課 >	民間の活力を活用し、行政事務の効率化、市民サービスの向上等を図るため、民間委託が適当なものについて、行政責任の確保等に留意しながら、市の業務の民間委託を積極的に推進するため、民間委託に関する基本指針(地方公営企業含む)を策定する。	政策総点検で民間委託推進の精査が実施されており、実質その点検実施要領が基本指針となっている。	業務全般の実態調査	実施		
				基本指針の策定	済		
				民間の業務委託の推進	検討 実施	実施	
4-2	公の施設の運営等の見直し  < 関係課 >	公の施設の管理運営の効率化により、市の財政負担を軽減し、市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入など管理運営方法の見直し(地方公営企業含む)を進めるとともに、施設によっては統合・廃止についても検討する。	H17年度に策定した指定管理者制度導入指針等をふまえ、公の施設を管理する各担当課において、より有効な管理運営方法を検討。	方針の策定	済		
				施設の見直し	実施		
4-3	指定管理者制度の導入  < 関係課 >	指定管理者制度を導入することにより、民間事業者の能力やノウハウが幅広く活用され、より有効な行政サービスと管理経費の節減が期待できる施設(地方公営企業含む)については、積極的に制度を導入していく。	H17年度に策定した指定管理者制度導入指針等をふまえ、公の施設を管理する各担当課において、直営で管理している施設のうち、制度を導入すべき施設については、順次制度の導入を実施。H19年度は新たに4施設、合計192施設において実施。	導入施設の検討	検討		
				導入施設の検証	実施		
4-4	PFIの活用  < 企画政策課、都市整備課 >	新たな施設整備に当たっては、PFIの導入の有無について検討する(検討委員会の設置)。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力、ノウハウを活用し効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るPFIを適切に導入する。	PPP(民間にできることは、できるだけ民間に委ねるとの原則)マニュアル(案)の策定。 各課の管理施設における指定管理者による運営の維持。  民間事業者を公募し優先交渉権者決定したが中断。今後は政策総点検の中で方針を決めていく。	PFIの導入	検討		
				関駅周辺整備事業	検討		
4-5	市場化テスト(官民競争入札制度)導入の検討 < 企画政策課 >	市場化テストは、国及び地方公共団体のすべての官業が検討対象となるが、当面は国が率先して、制度の整備を図っていくため、この動向を踏まえて検討する。	市場化テストの関する研修会などに参加したり、情報収集を行い、制度を検討。	制度の検討	検討		

## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
4-6	公共施設の適正配置と統廃合  < 子育て支援課、国保年金課、市民健康課、農務課、教育総務課、生涯学習課、学校給食センター >	学校給食センターの統廃合(東西地域に各1箇所)を検討する。関市養護訓練センターの分散化について検討する。各保育園の定員について、各保育園全体の定員ではなく、年長、年中等の各年齢階層別の定員計画化を検討する。(職員の適正配置)次に、保育園の適正配置について検討する。生涯学習センターの適正配置について検討する(東西地域に各1箇所とし、その他の地域は、ふれあいセンター及び地域集会所でカバーすることについて検討する)。診療所の統廃合について検討する(東西地域に各1箇所として、その他の地域は移動診療所での対応の検討)。小中学校の統廃合と校区変更について検討する。食肉センターの管理運営については、市単独で行っていますが、と畜する対象農家は市外の者が多く占めるとともに食肉の流通は県内外にも流通していることから、施設を管理運営している他市町との統合等について検討する。保健センターの統廃合について検討する。	H20年4月から上之保給食センターを廃止し、武儀給食センターに統合する準備を整えた。	(1)給食センターの統廃合	実施	検討	実施
			調査、検討。	(2)養護訓練センターの分散化	検討		
			関市公立保育園統廃合等実施計画(案)を作成し、行革部会へ諮問。	(3)保育園の適正配置(定員計画含む)	地元説明	一部実施	
			生涯学習の基幹施設であり、地域の生涯学習センターとしての機能を損なわず、効率的な運用を目指して、指定管理者制度の導入を検討。	(4)生涯学習センターの適正配置	検討		
			調査、検討。	(5)診療所の統廃合	検討		方針決定
			調査、検討。	(6)小中学校の統廃合と校区変更	検討懇談会		
			県、設置市町村、関係団体により、岐阜地域公設食肉処理施設将来構想研究会を開催し、統合についての意見交換会を実施。	(7)食肉センターの統合	検討		
			第4次総合計画に方針を定める。	(8)保健センターの統廃合	検討		
4-7	民間委託の推進(ごみ収集、保育園調理、校務員等)  < 子育て支援課、生活環境課、教育総務課 >	食育も保育の一環であることなどから、給食の安全・衛生や栄養等の質が確保され、経費の削減となるような園内における調理業務の委託について調査、検討し、全保育園児に効率よく幼児給食が配食できる体制を整える。収集業務の効率化、低コスト化の実現を目指し、市民サービスの品質を維持しながら経費を削減するため、ごみ収集業務の民間委託を可能なところから推進するため、検討する。また、委託することによって生ずる課題等も検討する。学校の安全管理を含めた業務は直営とし、学校施設における学校校務員の嘱託化を含めた業務の民営化の検討を行う。	大手民間給食会社日本ゼネラルフード(株)と業務委託について協議した結果、臨時職員主体の調理手法のため、かえって民間委託はコスト高との調査結果が出たため、今後は正職員退職の補充を嘱託・臨時職員で対応。	(1)保育園調理業務委託	検討		
			ごみ収集業務については、「合特法」に係る協定に基づいて資源ごみ及び武芸川地区の一般ごみの収集委託を実施。その他直営分については「合特法」の転換業務として順次委託を検討。	(2)ごみ収集業務委託	検討		
			正職員退職による補充は、嘱託・臨時職員で対応。	(3)校務員業務委託、効率の良い人員配置	検討実施		

第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 <主管課>	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
<b>[5 事務・事業の再編・整理、廃止・統合]</b>							
5-1	行政評価システムの導入  <企画政策課>	平成19年度に導入の事務事業評価システムを基本に、段階的に施策評価システム、政策評価システムを構築し、評価結果を公表することを目指す(地方公営企業含む)。	H17年度は各課一モデル事業を、H18年度は全事業の約半数の事業に対する事務事業評価表を作成するという試行期間を経て、H19年度は最後の試行年度としてH20年度からスタートする関市第4次総合計画の事業体系に合わせて全事業の事務事業評価表を作成。 コンサルタントに全事務事業評価表を点検してもらい、必要な部署にはヘルプデスクを行い、指導により評価表に必要な修正を加える研修を実施。 H19年度は約300の事業において実施。	事務事業評価の実施  ----- 施策評価の実施  ----- 政策評価の実施	導入  ----- 検討		----- 試行  ----- 検討
5-2	1課1事務事業の見直し  <全課>	見直しする項目は、次のとおりである(地方公営企業含む)。事業の廃止等、講師及び委員報酬の削減、旅費の削減、消耗品、備品購入等の削減、食糧費の削減、委託料の削減、リース料の削減、負担金の削減、その他見直し	研究・検討、実施。 ・工事、建設コンサルタント業務について電子での入札を実施(管財課)他26件。(件数はH19年6月時点での予定)	1課1事務事業の見直し	検討 実施		
5-3	イベント事業の見直し  <企画政策課>	各種イベント事業のあり方については、市全体で取り組むものとし、企画政策課及び関係各課による調整会議を開催し検討する。	各課でイベントの趣旨、内容によって同じようなイベントについて整理し、同時開催等の見直しを実施。	各種イベントの見直し	実施		
5-4	産業イベントの見直し  <農務課>	中濃農業祭と旧町村で開催されてきた産業祭のうち農業イベントについては、開催時期及び内容も類似しているため、中濃農業祭に整理統合を図ると共に、事業主体も民間、及びボランティアへ移管することを検討する。	事業主体を地域団体による各実行委員会とし、企画・運営を実施。 イベント内容の見直しの他、整理統合について、地域の意見を聞きながら政策総点検の中で検討。	産業祭・農業祭の見直し	検討 実施		

第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
5-5	スポ - ツイベントの見直し	シティマラソンとキウイマラソンは、参加種目の明確化(競技性や市民の健康づくり等)、隔年開催あるいは統一も視野に入れ検討する。市がかかわる事業については、その効果や必要性等を考慮し検討する。	シティマラソンは従来17あった部門を統合し、11部門とし、小学生以下の計測部門への参加を不可とした。これらにより、ハーフマラソン、10kmコースへの参加者が全体の半数に達し、より競技性の強い大会となり、ファミリー・子どもを中心対象とするキウイマラソンとの区別を明確化。自治会対抗卓球大会は、今年度の参加チームが前年度より減少した場合は他の競技への転換を検討していたが、参加資格を高校生まで広げるなど主管競技団体の努力もあり参加チームが増加に転じたため、H20年度以降も継続を決定。	マラソンの見直し	見直し	実施	
	< スポーツ振興課 >			各種スポーツイベントの見直し	見直し	実施	
5-6	総合交通体系(コミュニティバス等)の見直し< 企画政策課、交通防災課 >	市内全体の鉄道・バスの公共交通機関をはじめとする総合的な交通体系の見直し、調整を図る。	総合交通体系の再構築に向け見直し作業を実施。地域審議会や地域懇談会を開催し、地域のニーズを調査。利用者、地域住民とともに利用しやすい交通体系の構築に向けて協議。	総合交通体系の見直し	一部 実施 方針 決定	実施	検証 見直 し
5-7	環境に配慮した工法の推進(自然環境の保全)	土木事業に限らず全体の事業(地方公営企業含む)において、総合計画実施計画及び予算等ヒアリングなどの機会を捉え、関係課との実施前の調整を行う。地域の意見を取り入れながら自然環境保全型工法あるいは自然を取り入れた工法を行うなど住民参加型の事業とし、その後の検証の実施を行う。	実施。	環境の観点から実施計画ヒアリングの実施	実施		
	< 関係課 >			各種事業との調整	実施		
5-8	環境施策の推進(生活環境施策の向上) < 生活環境課 >	生活環境向上のために必要な施策の見直し及び充実を検討し、関市として施策ごと(廃棄物対策、リサイクル、省エネルギー支援等)の構築を図る。	H19年度の新たな施策としてレジ袋削減のためのマイバッグ使用促進事業を開始。	環境施策の構築	検討 実施		
5-9	交通安全対策の見直し	事業内容を把握し、適材適所への事業分担を検討する。	県公安委員会と協議をし、交通安全施設(信号機、横断歩道、停止線等)の設置を実施。 市が実施を要するガードレール、区画線、反射鏡等を整備し、交通安全対策を実施。	交通安全の対策	実施		
	< 交通防災課 >			事業の分担	検討		

第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
5-10	防災行政無線(同報系)の見直し < 交通防災課 >	不感知地域等の解消を図りながら、活用方法について再検討する。	屋外拡声子局のスピーカーの変更及び方向修正を実施。 板取地域のシステムのデジタル化更新では、再送信子局を整備し受信状態の安定化を実施。	防災行政無線の整備	整備		
5-11	防犯灯電気料補助制度の見直し < 交通防災課 >	電気料の10%に相当する定額の補助金額を防犯灯の容量ごとに定め、防犯灯の設置数に変更のない自治会については毎年の申請を不要とすることを検討し、補助金交付要綱を作成し、自治会コミュニティ補助金への組み込みを図る。	前年度同様の申請方法で実施。 引き続き、毎年の申請自体を不要とし、補助金交付要綱の見直しを図り、自治会コミュニティ補助金への組み込み、もしくは、防犯灯設置事業補助、市の防犯灯設置工事及び維持管理を総合的に含めた対応(要綱)を検討。	申請、支払方法の簡素化	実施		
5-12	事務事業の見直し(学校給食センター運営管理業務の統合) < 学校給食センター >	食育の観点から直営を堅持するが、関・武芸川地区、洞戸・板取地区、武儀・上之保地区の3地域3施設に統合するよう検討する。	武儀・上之保給食センターの統廃合に伴い、武儀・上之保地区配送業務の民間委託の検討。	運営管理業務の統合	検討		実施
5-13	民間委託の推進(日直の嘱託化) < 管財課 >	日直の多種多様な業務について、日直の専門性、職員OBの活用、再任用によらない場合の雇用の創出等も踏まえながら嘱託化に向けて、担当課と協議検討を重ね改善を図る。	戸籍関係や公金の取り扱いなど、嘱託が困難な業務について、担当課と協議、検討。	嘱託化の検討	検討		
5-14	事務事業の見直し(公用車の管理) < 管財課 >	部単位での公用車管理から、全庁(地方公営企業除く)を一括した集中管理による効率的な運用と台数の削減を図る。	使用頻度が少なく有効活用されていない公用車については順次共用自動車として管理の一元化を実施。現在12台を集中管理	公用車管理の一元化 ----- 公用車の削減	実施 ----- 実施		
<b>[6 組織・出先機関の見直し]</b>							
6-1	組織・機構の見直し < 秘書課、企画政策課 >	新たな行政課題や市民ニーズを的確に把握しながら、総合性、機能性等に十分に留意して、地方分権時代に適合した簡素で効率的な組織・機構(公営企業含む)の編制に努める。また、「事務事業の仕分け」による業務(公営企業含む)の見直しに努めるとともに「市場化テスト」についても検討する。	調査、研究。 「国体準備室」(H24年度開催)を設置。 「文化財保護センター」の検討、設置。 新たな行政課題等の担当部署の決定。	組織の再編 ----- 事務事業仕分けによる業務の見直し	検討 ----- 検討	実施 ----- 実施	

## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
6-2	支所(地域事務所)等の業務内容の見直し  < 秘書課 >	地域事務所の業務内容の見直し(市として行う業務を確認し、本庁一括で行う業務、地域事務所ごとで行う業務、複数の地域事務所分を一括して行う業務、廃止する業務に精査する。地域事務所長の権限内容を検討する。など)を行い、東・西部支所、本町サービスセンターも含めて地域バランスの取れた支所のあり方と業務内容の効率化を検討・実施する。(各地域の診療所、保健センターについても、あわせて検討する。)	政策総点検の中で、各地域事務所においてその業務内容の見直しを実施。地域事務所の三係のチーフの兼務化。地域事務所ごとの事務状況の連絡、調整、見直しのため、定期的に地域事務所長会議を実施。地域事務所庁舎内の配置見直しを検討、実施。	支所のあり方の検討	検討 実施		
				業務内容の見直し	検討 実施		
6-3	柔軟な組織形態の導入  < 秘書課 >	横断的行政課題に対応するため、各部・課等間の連携を強化するとともに、庁内プロジェクトなどを有効に活用する。特に、部長職を除く管理職(課長、主幹)を対象に、税、使用料等の徴収や用地買収の業務を専門とする部局間を超えた横断的な組織の編制及び権限等について検討する。職場ごとの業務内容や事務量に応じた組織形態として、組織のフラット化について検討する。地方公営企業についても、同様に推進する。	調査、研究 「6-1 組織・機構の見直し」とあわせて検討。総合計画策定、行政改革推進、事務改善等のため各部署の職員による委員会、部会を設置。	各部・課間の連携強化	実施		
				プロジェクトチームの有効活用	実施		
				部局間を超えた組織の編制	検討		
				グループ制の導入	検討		
6-4	庁議及び政策会議の機能強化 < 秘書課 >	一連の各種会議の位置づけ、連携を明確にし、職場での情報伝達の工夫をする。政策提案の場となる庁議について、柔軟に開催できる政策会議となるよう検討する。	定例の庁議(最高幹部会議)を毎月第3金曜日に開催。臨時の庁議(幹部会議等)を柔軟に開催。特別職(市長、副市長、教育長)・各部協議を充実。	会議の持ち方の見直し	検討 実施		
<b>[7 定員管理・給与の適正化]</b>							
7-1	定員管理の適正化  < 秘書課 >	合併前の旧関市では人口130人に職員1人の割合であったことを目標に、平成17年度当初の職員数を10年間で150名削減する。この目標を達成するには、職員退職見込みから、新規採用を平準化することで、65名を純減(7.4%)する(地方公営企業含む)。そのため、適正な行政運営を進めるための職員定員適正化計画(地方公営企業含む)を策定し、効率的・効果的な人員配置、嘱託・臨時職員の活用、事務事業の整理統合、勧奨退職制度の見直し、民間委託の推進などにより、人員削減目標に沿った定員管理を推進する。	定員適正化計画に基づく今年度採用計画の策定、職員採用試験の実施、採用の決定。 H18.4.1職員数870人 (H18年度内退職者数13人) H19.4.1職員数866人 (H19.4.1付採用者数9人) 時期的、期間的に職員を必要とする職場への臨時職員等の配置。	嘱託・臨時職員の有効活用	実施		
				再任用職員の雇用	検討		
				職員定員適正化計画に基づく定員管理	実施		

## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画			
					20年	21年	22年	
7-2	各種手当等の見直し  < 秘書課 >	社会情勢の変化などを考慮し、現状に合わない各種手当等の見直し(地方公営企業含む)を行う。 ・特殊勤務手当制度本来の趣旨に合致しないものやその支出根拠が不適切なものについては、早急に見直しを図る。 ・部下による上司の評価なども含め、職員の意欲を引き出すような人事評価制度の構築にあわせ、その評価を勤勉手当に反映させる。 ・職階により一律に支払われてきた管理職手当にも、能力主義の導入を検討する。 ・サービス低下にならない業務の一部委託や職員の横断的連携を含め、適正な配置などにより、時間外勤務手当を削減する。	特殊勤務手当、管理職手当等の見直しの検討、実施。 時間外勤務削減のため、各部署で計画表を作成。 (技能労務職員の給与等) 技能労務職員については、退職不補充による職員の削減を基本とし、「組織・機構および民間委託に関する検討委員会」による検討の結果を踏まえ、できるものから民間委託等を実施する予定。 給与の見直しについては、中期的課題として民間委託の検討・実施と平行して検討する。	時間外勤務手当の縮減  特殊勤務手当の見直し  勤勉手当の見直し  管理職手当の見直し	実施  検討  検討  済			
7-3	勤奨退職制度の見直し < 秘書課 >	中高年職員に希望退職を促せる勤奨退職制度を検討する。	検討。	勤奨退職制度の見直し	検討			
7-4	目標設定と連動した人事評価制度の構築  < 秘書課 >	組織の目標の実現に向けて、個々の職員が、目標を設定し、意欲をもって取り組める体制を整備するとともに、年功序列型から脱却した職員の意欲と能力と実績を公正に評価できる新たな人事評価制度の構築と、昇任試験制度の見直し(地方公営企業含む)を行う。	調査・研究、勤務評定の実施。 総務省人材育成アドバイザー制度により、人事評価制度に関する管理監督者研修の実施。(参加者62人) 昇任試験の見直しの検討。	人事評価制度の構築 勤務評定者研修の実施 目標設定研修の実施 昇任試験制度の見直し	検討 実施 実施 見直し	実施		
7-5	人材育成の強化と健康管理  < 秘書課 >	地方分権の進展に伴う新たな行政課題に的確に対応でき、市の発展に意欲を持って取り組める人材の育成に向け、希望制の導入や現業職員を含め、すべての職員の意欲を引き出せる職員研修の持ち方や人事管理制度などを包括した「人材育成基本計画(地方公営企業含む)」を策定し、実施する。また、職員の健康管理の効率化を図り、併せて健診後の手当て、メンタルヘルス対策など、職員の健康管理体制の充実を図る。	職場安全点検の実施、交通安全講習会の開催(参加者697人)、メンタルヘルス研修会の開催(参加者82人)。 全ての職員が研修を受ける機会を持てるよう研修センター主催の研修を積極的に活用(H19年度派遣実績147人)。 派遣研修の実施(自治大1人、市町村アカデミー1人、青年の船1人等)。 人間ドック、健康診断、健康相談等の実施。	人材育成基本計画の策定 法務能力の向上 政策形成能力の向上 専門職員の養成 全職員研修の実施 健康管理の充実・強化	済 実施 実施 実施 実施 実施			
7-6	県・他市等との人事交流  < 秘書課 >	人事交流により、他自治体との連携を強化する。交流先を県に限定せず、他市や民間企業なども含め、職員の希望制を含め、職員の資質向上のための研修を目的とした人事交流のあり方を検討し、実施する。	H20年度の交流の検討、決定。 H19～H20年度県との人事交流(1人)を実施。 H19年度後期高齢者医療広域連合へ派遣(1人)を実施。	人事交流の検討	検討 実施	検討 実施	検討 実施	



## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
7-7	福利厚生事業の見直し  < 秘書課 >	職員永年勤続表彰のあり方の見直しを図る。職員互助会への補助金の見直しを図る。上記の内容について、地方公営企業も含めて行う。	30年勤続表彰のみ実施。 互助会事業補助金の精査。	職員永年勤続表彰の見直し	済		
	職員互助会への補助金の見直し			検討実施			
<b>【8 第三セクター等の見直し】</b>							
8-1	第三セクターの見直し  < 商業観光課 >	第三セクター会社については、関市所有の持ち株を処分し、民営化の推進を図る。	所管していた第三セクターは全て民営化を実施済。	民営化	済		
8-2	第三セクター長良川鉄道の見直し  < 企画政策課 >	基金の枯渇により、沿線市町の財政的な支援は不可欠であるため、市町が増収、増客につながる支援を行うことが必要である。昨年、長良川鉄道を「市民鉄道」へ転換するための計画書を策定した。これは、鉄道事業を公共的なサービスとして、少子高齢化時代に交通弱者の交通手段の利便性を図るため、利用しやすい鉄道とするための計画である。鉄道事業者には企画商品の開発などにより利用者を増やす方策や経費削減などの自助努力に努めるものとし、沿線自治体には総合的な支援を行うものである。赤字補てんなど、財政的な支援の他に刃物まつりなどのイベントに出展しPRに努めたり、健康づくりウォーキングとのタイアップなど鉄道を利用した催し物の実施、広報せきなどを通してのPR、コミュニティバスとの乗継ぎ調整など利用しやすい鉄道とすることで、利用者の増につながる施策を講じていく。	(1)沿線自治体での鉄道利用促進策の実施 (2)長良川鉄道再生計画の進行管理 (3)沿線自治体による協調補助 (4)長良川鉄道協力会によるマイレール意識の高揚 (5)基金利息の有効活用 (6)長良川鉄道連絡協議会(沿線首長、議長が構成員)など関係団体の見直し協議	鉄道近代化設備整備資金補助金補助	実施		
				事業経営安定対策委員会での協議	協議		
				基盤整備事業補助金補助(県)	済		
8-3	土地開発公社の見直し  < 公共用地課 >	平成18年内に策定の第2次経営健全化計画(H18～H22)に基づき、保有土地を処分する。また、所有地を目的変更して民間へ積極的に処分(帳簿価格が時価を大幅に上回っている土地は、一端市で買い上げて処分する必要がある。)するなど、需要がある時に処分できるような体制づくりが必要である。情報公開制度及び個人情報保護規程を策定する。	第2次経営健全化計画に基づき、関係各課にヒアリングを実施し、処分計画を作成。計画に基づき保有土地を処分。処分計画以外にも再取得の依頼。長期保有土地を中心に、目的変更等による早期処分及び民間への処分の調査、検討。	情報公開制度等の策定、実施	実施		
				第2次経営健全化計画の策定、推進	実施		
8-4	外郭団体の見直し(公共施設振興事業団、社会福祉事業団)  < 管財課、福祉政策課 >	市が出資する法人の経営について、適切な助言・指導を行い、健全で効率的な運営を図る。また、指定管理者制度の導入により、平成20年度を目途に、団体のあり方を検討する。	健全で効率的な運営を行うための、適切な助言・指導を実施。	適切な助言・指導	実施		
				情報公開に向けた取組要請	実施		
				存続に向けた検討	検討		

## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
8-5	外郭団体との役割分担の見直し  < 関係課 >	団体と市の役割分担について検討する。団体に対し、自主財源の確保と自主運営を促す。団体事務局機能の整理・統合・自立について検討する。	各担当課において団体との役割分担について検討。	役割分担の検討	検討実施		
				自主財源確保と自主運営の促進	検討		
				団体事務局機能の整理、統合の検討	検討実施		
8-6	他市等と連携する協議会等の見直し<2市で構成> < 関係課 >	他市等と連携する協議会等(2市で構成)の構成市町村が合併により減少したため、協議会等(業務、負担金)を見直すとともに、統廃合についても検討する。	各担当課において2市のみで構成する協議会等の見直しを検討。	各種協議会の見直し	検討実施		
				業務・負担金の見直し	検討実施		
<b>[9 経費節減等の財政効果]</b>							
9-1	企業誘致の促進  < 工業振興課 >	市税等財源の一層の確保と新たな雇用の創出に向け、優良企業を誘致するため、新たな産業用地を確保するとともに、県とともに積極的にPR活動を実施する。	関テクノハイランドは完売し、各工場の建設・操業開始と雇用対しての支援を実施。 関市の立地環境の良さから、引き続き企業進出希望が続いており、新たな産業用地を確保する必要に迫られている。	誘致・PR活動	実施		
				新たな産業用地の確保	実施		
9-2	財政健全化方針の策定  < 総務財政課、水道課ほか >	財政の現状と今後の財政見通しを踏まえ、中長期的な視点に立った財政の健全化を図るための財政運営方針について、調査検討を進め、その方針を策定するとともに、財政健全化に向けた具体的な取組を行っていく。あわせて公営企業会計についても、経営健全化にむけた計画を策定する。また、特別会計について、各会計の経営改革を進めるとともに、一般会計からの適正な繰出に努める。	(仮称)関市財政健全化プラン(案)の確認を各課に依頼し、現在取りまとめしている段階である。今後、パブリックコメントの募集・公表等を経て、H20年度の早い時期に策定を完了する予定。 公的資金補償金免除繰り上げ償還にかかる健全化計画については、普通会計、下水道会計、簡易水道会計、上水道会計において策定済みであり、H20年2月中にはHPに掲載するとともに、3月15日号の広報に掲載する。 上下水道経営審議会答申を受け、12月議会にて市内全域料金統一、改定承認、水道施設基本計画を策定。 未収金対策として、給水停止処置実施、不明水対策で、メーター未設置施設調査の実施。 財政融資資金長期借入金の繰上げ償還により支出経費の削減(水道課)。	財政運営方針の策定	実施		
				経営健全化計画の策定	実施		
				特別会計等の健全化	検討実施	策定実施	

## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
9-3	バランスシート等の作成、活用(分析、公表)  < 総務財政課 >	バランスシートの公表はもとより、新たに行政運営における費用を正確に計算するための「行政コスト計算書」を作成し、他市と比較しながら市民にわかりやすく公表することにより、さらなる行政の透明性を図るとともに、職員に対するコスト意識を喚起する。バランスシート等を作成し、いろいろな機会をとらえて市民に市の財政状況を的確に把握できるよう努める。	バランスシートは、関市ホームページで公表しているが、行政コスト計算書については、今後、公会計の導入による財務4表の公表に併せて作成し公表する。	バランスシート等の活用及び公表	実施		
				行政コスト計算書の作成・公表	実施		
9-4	使用料・手数料の見直し < 関係課 >	施設使用料や各種手数料などの受益者負担について、経済情勢や市民ニーズ等を反映した見直し(地方公営企業含む)を行う。	施設維持管理経費に占める現行使用料の妥当性の検討。  県内自治体の実態把握、手数料の性質を精査し、見直しの可否を検討。	使用料の見直し(減免・設定基準の策定)	実施		
				手数料の見直し(減免・設定基準の策定)	実施		
9-5	補助金等の整理合理化(各種補助金等の見直し)  < 総務財政課 >	各種補助金等の適正化に向けて、新たに補助金等の適正化基準を策定し見直し(地方公営企業含む)を行う。	新年度予算編成の段階において、縮小、廃止が可能なものについては、随時見直しを実施。 H20当初予算にて資源集団回収事業奨励補助 3,900千円等を見直し。	団体運営費・事業費の適正化	実施		
				団体活動費・事業費の適正化  新適正化基準の策定	実施  済		
9-6	未収金の徴収対策の強化  < 関係課 >	市税等の収入の確保を図るため、市民の自主納付意欲の向上や納めやすい環境づくり(地方公営企業含む)を図るとともに、徴収事務の効率化を進め、徴収率の向上に努める。また管理職で構成する関市税収納確保特別委員会による特別滞納整理を引き続き実施していくとともに、悪質な滞納者には、行政サービスの制限について検討する。不良債権の早期処理を行う。	納税者の納付機会の増加と利便の向上を図るため、H20年度より導入するコンビニ納付の準備。複数年度にわたる滞納者については、お願いする催告から財産等を調査し納められるにも係わらず滞納となっている納税者には法令にのっとった滞納処分を積極的に進める。差押した財産を滞納市税に充当するため一般競争入札とインターネットにより公売を行う。また、差押と財産調査のための搜索を実施。	目標収納率達成に向けた滞納整理の強化	実施		
				コンビニ収納の実施	実施		
				クレジットカードでの収納の検討	検討		
				滞納者への行政サービスの制限の検討	検討		
				インターネットや一般競争入札による差押不動産や動産の公売実施	実施		

## 第4次行政改革 第3期推進計画 <平成20年度～平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要(平成18年3月時点)	19年度取組内容	取組内容	実施計画		
					20年	21年	22年
9-7	公有財産の活用と売却  < 関係課 >	武芸川老人憩いの家の用途変更を行う。将来的に収益性のある産業施設の売却又は地元移管を進める。処分可能な普通財産を精査し、民間等への売却を検討する。(特に取壊しが必要な建物がある場合は、早期に取壊しのうえ処分を検討する。)山林財産のうち里山で活用が可能な山林は、地域への管理移管の可能性について検討する。市営住宅のマスタープランを策定し、不必要な住宅の用途の見直しや売却について検討する。市所有の公の施設についても、処分可能であれば、民間等への売却を検討する。	公有財産保有主管課において、財産の適正管理を検討。	武芸川老人憩いの家用途変更	方針決定	実施	
				産業施設の売却又は地元移管	検討		
				普通財産の売却	売却		
				山林財産(里山)の地域移管	検討		
				市営住宅の適正化(配置)	検討		
				公の施設の売却	検討		
9-8	公共工事コストの縮減  < 関係課 >	公共工事執行全般(地方公営企業含む)についてのコスト縮減に関する「行動計画」により実施する。	H13年度より継続取組中。	全庁的な取り組み、行動計画の策定	検討 実施		
9-9	建設工事の品質確保  < 管財課、都市計画課 >	客観的な新工事評価方式を策定し実施する。また、発注者(設計者等の技術者)の執行体制や職員能力等、事業執行能力の評価を実施する。	H17年度より試行中、来年度中に本格運用を目指している。	新工事評価方式の策定と実施 技術者の事業執行能力の評価	実施 実施		
9-10	ISO14001の推進  < 生活環境課 >	行動計画による数値目標を設定し、環境マネジメントサイクル(プラン(計画)、ドゥ(実施)、チェック(評価)、アクション(改善))による進行管理を継続的に取り組みながら、多岐にわたる分野(地方公営企業含む)における経費の節減を図る。	ISO14001検証により適正な取組の確認(光熱水費において26,848千円の削減効果が認められた。H18年度実績)。	ISO14001検証(サーベイランス) 更新審査 内部環境監査員研修	実施 実施		実施
9-11	施設維持管理費の見直し「公用車、光熱水費等」 < 全課 >	地域事務所の「ISO14001」の認定により節減の目標を設定する。節減を徹底する職員研修を継続して実施する。公用車については、集中管理による効率的な運用と台数の削減及び経費の削減を図る。地方公営企業についても、同様に推進する。	ガソリン代、光熱水費の節減に努める。	節減目標の設定 ISO研修 公用車管理の一元化	実施 実施 実施		
9-12	内部管理費の見直し「消耗品、備品の購入」 < 総務財政課 >	予算要求を必要数量、適正価格により計上する。物品の購入契約などを一元化、一括化することで、経費の削減と事務の合理化を図る。地方公営企業についても、同様に推進する。	H20年1月から、本庁の各階に共用事務用品の保管場所を設置し施行しており、問題がなければ、H20年4月から本格運用。 H20年度当初予算にて消耗品費前年度比8.5%の減。	予算査定時 物品・資材購入一元化の検討	実施 試行		実施